

駐輪場の附置義務制度の概要 (前回のおさらい)

駐輪場の附置義務制度の概要

- 「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」において、地方公共団体は、条例で定める区域内の施設を新設、又は増築しようとする者に対し、条例で当該施設若しくはその他敷地内又はその周辺に自転車等駐車を設置しなければならない旨を定めることができることとしている。
- 新宿区では、放置自転車対策として、「新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例」により、商業施設等の駐輪需要を生じさせている施設の設置者に対し、駐輪場の設置を義務付ける制度を設けており、対象となる区域において、指定された用途の施設を新築または増築する場合は、自転車等駐輪場を設置する必要がある。

表1-1 駐輪場の附置義務制度の概要

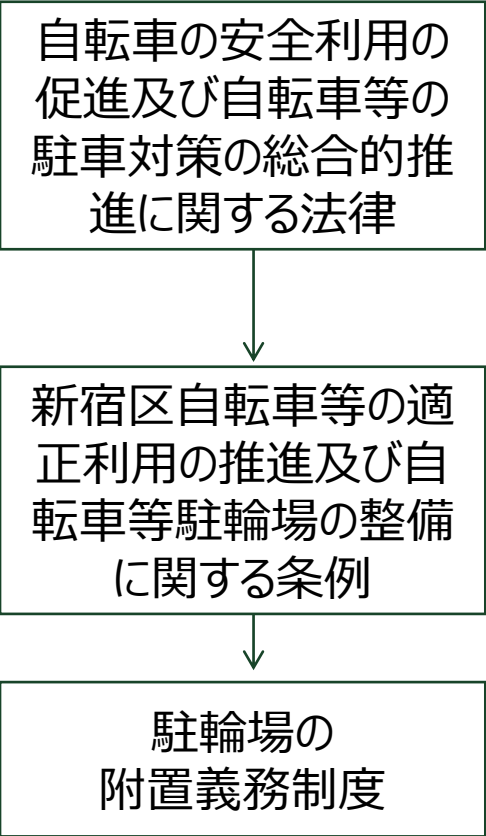
駐輪場の附置義務制度の概要	
駐輪場の設置が義務付けられる区域	以下4地域の全域 ①商業地域、 ②近隣商業地域、 ③第2種住居地域、 ④準工業地域
自転車等駐輪場の設置基準	表1-2を参照
自転車等駐輪場の設置場所	当該施設若しくはその地域内又は当該施設から250m以内に設置する必要がある
自転車等駐輪場の規模の特例	図1-1を参照

表1-2 対象となる施設と設置台数（原単位）の設定

施設の用途	施設の規模 (各施設の対象床面積に対して)	台数設定 (原単位)	大規模施設の減免規定
遊技場	300㎡を超えるもの	15㎡ごとに1台	5,000㎡超→30㎡ごとに1台
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店又は飲食店	400㎡を超えるもの	20㎡ごとに1台	1,200㎡超→60㎡ごとに1台 5,000㎡超→120㎡ごとに1台
銀行その他の金融機関	500㎡を超えるもの	25㎡ごとに1台	5,000㎡超→50㎡ごとに1台
スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設	500㎡を超えるもの	25㎡ごとに1台	—
学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設	300㎡を超えるもの	15㎡ごとに1台	—

出典：新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例を基に作成

駐輪場の附置義務制度の目的と役割



- (目的) 第一条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、**自転車等の駐車対策の総合的推進**等に関し必要な措置を定め、もつて自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに**駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止**を図り、あわせて**自転車等の利用者の利便の増進**に資することを目的とする。
- (自転車等の駐車対策の総合的推進) 第五条 4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車を設置しなければならない旨を定めることができる。
- (目的) 第一条 この条例は、**公共の場所における自転車等の放置防止その他の自転車等の適正な利用を推進**するために必要な措置及び自転車等駐輪場の整備について必要な事項を定めることにより、**区民の安全で快適な生活環境の維持向上を図る**ことを目的とする
- (施設の設置者等の責務) 第七条 公共施設、商業施設、娯楽施設その他の自転車等の駐輪需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、自ら自転車等駐輪場の設置に努めるとともに、区長の実施する施策に積極的に協力しなければならない。
- **特定の建物の利用（百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設）における駐輪場の確保**

<駐輪場の役割>

駐輪場	役割
公共駐輪場 (民設民営駐輪場)	自転車等の駐車需要の著しい地域の一般公共の利用 例：鉄道駅など不特定多数の利用
附置義務駐輪場	特定の建物の利用 (百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設)

駐輪場の附置義務制度の課題

- 駐輪場の附置義務制度の課題は、以下の3つが挙げられる。
 1. 放置自転車対策に有効的な駐輪場整備につながっていない
 2. 現制度の対象外の施設前に放置自転車が散見される
 3. まちづくりの方針と相反することがある

表1-4 駐輪場の附置義務制度の課題

課題	
1. 放置自転車対策に有効的な駐輪場整備につながっていない	○利用されづらい駐輪場 ・ 利用されにくい中層階や屋上等で整備されるケースが多く、十分に活用されていない ○実態と乖離した台数基準 ・ 現状の整備台数の基準が、実態と合わず過剰になっている場合がある ・ 小売店・飲食店などでは、業態を問わず一律の基準となっているため、実際の駐輪需要と乖離している場合がある
2. 現制度の対象外の施設前に放置自転車が散見される	・ 附置義務制度の対象外である「ワンルーム以外の集合住宅」や「事務所系建物」では、自転車通勤や業務活動での自転車利用が進む中で、放置自転車の発生が散見される
3. まちづくりの方針と相反することがある	・ 区内一律の基準のため、地域によっては目指すまちづくりの方向性と相反してしまうことが危惧される